

四、八時間労働制に違反したる度(熱、包)

但し現日給額ヲ給セラレ度

五、作業時間十時間以内の場合に十時間分、日給ヲ支給す度

(銃、度、砲、火、目、又)

六、公休日ニ日給全額(半額)支給セラレ(銃、砲、包、目、岩、熱、名)

七、清員者ノ賃銀ヲ常備者ト均等ヲ保シ程度ニ改定セシ度

(銃、砲、精、包、名)

八、常備者昇給額ヲ清員者ノ二倍ニセラレ度(包)

九、昇給率ヲ陽動セラレ度(度)

一〇、職工長加給十分ノ一ヲ十分ノ二ニ改定セラレ度(度)

一一、現在ノ特別手当金ヲ日給ニ併入セラレ度(精、目、熱)

一二、日最低賃銀男工日給ニ角五、女工壹角五ヲ支給セラレ度(包)

（昭和文庫）

一三、傳染病予防爲出務禁止ノ事ニ日給全額支給セラレ度(熱)

一四、陸軍第四九九號(十一年十月)ヲ撤止ス事(包)

一五、年功加俸制ヲ撤シ度(度、銃、包)

一六、勤続賞與自己都合退職者ニ支給セシ度(銃、包、岩)

一七、勤続賞與ヲ撤シ度(會、目、熱)

一八、(イ)多年勤続者ヲ表彰セシ度(岩、熱)

(ロ)勤続賞與規則改正ノ件(熱、名)

一九、(イ)自営業者ニ勤続賞與ヲ與ヘシ度(岩)

二〇、省都合依り退職者カ一ヶ年以内ニ再び職ニ入ル場合解僱

前ノ在職年數ヲ勤続年ニ通算セラレ度(銃)

二一、(イ)官都合依り退職者ニ勤続賞與ヲ外相當ノ退職手当ヲ給

セラレ度